

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 9 月 2 6 日

経理責任者
独立行政法人地域医療機能推進機構
二本松病院 院 長 鈴木 眞一

1 競争に付する事項

(1) 調達件名及び数量

新型コロナウイルスワクチン単価購入契約一式

(2) 仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3) 納入期間

令和 7 年 1 0 月 2 3 日 ～ 令和 8 年 9 月 3 0 日

(4) 納入場所

独立行政法人地域医療機能推進機構 二本松病院

(5) 入札方法

- ① 入札説明書で示す医薬品を一定の基準ごとに取りまとめたもの（以下「医薬品群」という。）を入札に付すものとする。
- ② 入札書については、入札説明書、仕様書及び契約書（案）に定めるところにより、調達件名にかかる直接経費の他、機材、資材、機械器具、運搬費等、業務委託に要する一切の諸経費を含めた額を記載すること。
- ③ 落札者の決定に当たっては、入札内訳書に記載された医薬品ごとの税抜単価に当該金額の 1 0 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）に当院が提示する医薬品ごとの予定数量を乗じて算出した金額の総価をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった医薬品ごとの金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当す

る金額に当院が提示する医薬品ごとの予定数量を乗じた金額の総価を記載した入札書を提出すること。

2 競争に参加する者の必要資格に関する事項

(1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有するものであること。

(2) 契約事務細則第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

【参考】契約事務細則抜粋

第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(3) 契約事務細則第6条の規定に該当しない者であること。

【参考】契約事務細則抜粋

第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

八 前各号に類する行為を行なった者

2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3 第1項の期間その他必要な事項は、別に定める。

(4) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規程第2条の各号に該当しない者であること。

(5) 次の要件をすべて満たしているものであること。

① 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」のうち「医薬品・医療用品類」でA～D等級に格付され、東北地域の競争参加資格を有する者であること。ただし、業務提携等の代理店等による対応でも可とする。

② 医薬品の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいて医薬品の一般販売業の許可を受けていることを証明した者であること。

③ 購入される医薬品を経理責任者が指定する日時、場所に十分に納品することができることを証明した者であること。ただし、業務提携等の代理店等による対応でも可とする。

④ 入札説明書の交付を受けた者であること。

⑤ 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。（なお、会社更生法に基づき再生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において当局の参加資格の再認定を受けている者（再認定後の競争参加資格による））。

⑦ 不正及び不誠実な行為がないこと。

⑧ 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札

の時までの期間に独立行政法人地域医療機能推進機構の理事長又は経理責任者から独立行政法人地域医療機能推進機構契約指名停止等措置要領（以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

- ⑨ 指名停止要領に基づく指名停止の期間中の有資格者が契約等の全部もしくは一部を下請けし、もしくは受託し、または当該契約の履行を保証させようとする者ではないこと。
- ⑩ 指名停止要領に基づく指名停止の期間中の有資格業者から、本契約に関する医薬品の販売に係る代理権を付与された者ではないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒964-8501

福島県二本松市成田町1丁目553番地

独立行政法人地域医療機能推進機構二本松病院 経理課契約係

電話 0243-23-1231 メールアドレス keiri@nihonmatsu.jcho.go.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

本公告の日から令和7年10月14日（火）までに「機密保持に関する誓約書」と引き換えに交付する。（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分から～午後5時まで。最終日は午前12時までとする。）

なお、やむを得ず来院が困難な者については、郵送（郵送費用は請求者負担とし、「機密保持に関する誓約書」、担当者の名刺、返信用封筒（レターパック等）を必ず同封すること）またはメールデータ（「機密保持に関する誓約書」（PDF）、担当者の名刺（PDF）を添付すること）にて交付を行うので、上記担当部署まで期日に余裕をもって早めに連絡すること。

- (3) 入札参加申込書等の提出期限

令和7年10月14日（火）午後5時00分

- (4) 入札書の受領期限

令和7年10月15日（水）午後5時00分

（郵送する場合には受領期限までに必着のこと。）

（5）開札日時及び場所

令和7年10月16日（木）午前10時30分

独立行政法人地域医療機能推進機構 二本松病院 2階会議室

（6）その他

提出された入札参加申込書等は原則として返却しない。

4 その他必要な事項

（1）入札保証金及び契約保証金 「免除」

（2）入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」

（3）入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、2（5）①から③の証明となるものを添付して入札参加申込書等の提出期限内に提出しなければならない。

また、封印した入札書を3（4）に示す入札書の受領期限内に提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるものについて説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

入札者の競争参加資格に関する証明書等は当院において審査するものとし、参加資格を有すると認めた者には競争参加資格確認通知書を送付する。

（4）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

（5）契約書作成の要否 「要」

（6）落札者の決定方法

本公告に示した物品を納入できると経理責任者が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、契約事務細則第34条の規定に基づいて作成さ

れた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。落札者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。

(7) 資料の取り扱い

当院が提示する資料は、入札参加申請に係る検討資料とし、それ以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、当院の承諾を得ることなく第三者にこれを使用させ、又は、内容を提示することを禁止する。当院が提示する資料及び回答書は、本入札説明書等と一体のものとし、同等の効力を有するものとする。なお、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知を行う。

(8) 詳細は入札説明書による。